

令和5年度 事業計画書

社会福祉法人 明恵会

特別養護老人ホーム グレープの里

デイサービスセンター グレープセンター

軽費老人ホーム グレープハウス

居宅介護支援事業所 グレープ

社会福祉法人 明恵会 事業運営方針

基本方針

＜サービス利用者に「生きがい」「満足」「感動」のあるサービスを提供します＞という経営理念のもと、事業開始より24年目に突入した訳であるが、経営理念を達成するためには、まず第一に職員が安心して就業し、良質なサービスを提供できる環境を整えるための、安定した経営基盤の構築が必須である。

エネルギー価格や人件費の上昇等により、年々支出は増大しており、出来る限りのコストカットを実施し、同時に収入増加も図らなければならない。

上記を実現するために、安定した労働力確保を最優先事項として捉え、運営を行っていく。

特別養護老人ホーム

短期入所を含めた特別養護老人ホームにおける稼働率95%以上（1日平均66.5人以上）へ引き上げる。併せて、可能な限りの加算も取得していく。そのために必要な労働力の確保と離職防止に全力で取り組んでいく。

デイサービス

稼働率を80%以上（1日平均20人）へ引き上げる。令和2年度は70%台、新型コロナウイルス感染症の影響も皆無ではないが、現状を考慮すると、地域ニーズを再考し、利用者増加を模索し、場合によってはデイサービス自体の事業形態変更も視野に入れ運営を行っていく。

居宅介護支援事業所

損益分岐稼働率には遠く及んでいない。デイサービス同様、地域ニーズの再考と利用者増加の模索が必要であるが、デイサービスのように事業形態の転換が不可なことより、事業廃止としないよう利用者増加を主眼におき運営を行っていく。

ケアハウス

直近の数年間は満床率100%で推移しており、今年度においてもこれを継続する。

特別養護老人ホーム グレープの里 事業計画書

I 令和5年度事業目標

令和5年度においてもまず、介護の質の向上を第一に考え、努めていく。

利用者個々の人間性を尊重し個別ケアに重点をおいて、利用者が安心してその人らしく生活ができて、日々明るい笑顔が出るよう、安らぎと信頼がある施設づくりを目標として職員の執行体制を整備する。

II 事業計画

1 入居者の処遇

(1) 生活全般の援助

利用者の基本的人権を尊重し、温かい心をもって相談等に接し、心身の健康保持と安定した精神状態のもとに少しでも自立ある生活ができるよう援助する。

(2) 日常生活の援助

寝たきりの人を作らないために、積極的に離床することに努める。そのために、利用者一人ひとりのADL機能が低下しないよう、体を動かすこと、食事・排泄などが少しでも自立するように働きかける。

又、定期的なレクリエーション・クラブ活動や外部の人との触れ合いにより心に潤いができる様な機会をもつように努める。

(3) 給食

利用者の嗜好や健康状態に応じた調理や食事介助を心掛けるとともに、内容の豊かな料理の提供を行い、また、低栄養者の予防・改善に努める。

(4) 入浴

利用者のニーズにあわせて個別浴を実施し、ゆとりのある入浴を実施し、利用者の体調をみながら週2回入浴できるよう体制を整える。

2 ショートステイ事業

(1) ショートステイ担当の職員を配置することにより、より細かなケアと円滑な利用ができるよう心掛け、令和5年度においても更なる介護の質の向上を目指す。

(2) 利用者がショートステイの間、快適に過ごせるように細かなケアを行うよう心掛ける。又、事故が起こらないよう注意する。

(3) ショートステイの定員は8名の受け入れで対応し、その方に適した部屋を提供できるよう配慮していく。又、ベッドでの対応が困難な方については簡易畳等を準備し、個々のニーズに対応していく。

(4) ショートステイの利用状況について、各セクションで情報交換を密に行い、利用者や家族にとってより効果的なサービスを提供できるよう体制を作る。

3 日課と週間計画・年間計画

日課と週間計画は、フロアの事業計画をもとに実施し、施設の年間計画は別紙のとおりとして、利用者の施設での生活が快適に過ごせるよう援助をする。

令和5年度 特養フロア事業計画

方針

今年度は以下の課題について再検討し、全体のレベル向上に努める。

- ①入居者の生活支援の充実と看取りまでの支援の取り組み方を考える。
- ②事故防止に努める。
- ③虐待防止の徹底と身体拘束ゼロを目指す。
- ④新人の育成と職員の知識・技術の向上に努める。
- ⑤行事・レクリエーションの充実を図る。
- ⑥新型コロナウイルス他感染症の予防に努める。

1. 入居者の生活支援の充実と看取りまでの支援の取り組み方を考える。

- * 入居者個々の身体・精神状況・ADLに合わせ適切な介助方法を考え支援を行う。
- * 入居者とのコミュニケーションを多くとり、ひとりひとりの意思決定・選択を尊重する。
- * 食事介助は個々に合ったペースで適切な量を提供し、無理のない介助を行う
- * 入浴・排泄については適切な介助が行えるよう常に検討する。
- * 着用する衣類は個々に合った物を揃えるように配慮し、清潔で過ごしやすい物を用意する。
- * 入居者の日々の変化に気付き、ケアプランに沿った介護・支援を行う。

2. 事故防止に努める

- * 事故検討委員会の活用。
- * 事故報告書から事例研究や勉強会の機会をつくる。
- * 常に入居者の状態の把握をし、より良い対策を考える。
- * 入居者に負担のない生活環境を整える。
- * 常に問題意識を持ち、事故の予測を行い事故防止に取り組む。

3. 虐待防止の徹底と身体拘束ゼロを目指す

- * 虐待防止・身体拘束廃止委員会の活用。
- * 定期的に研修・勉強会を行い、職員の心のケアにも目を向けていく。
- * 不適切な対応や起こった事例から学習・検討を行う。
- * 指針に沿った取り組みを行い、身体拘束ゼロを目指す。

4. 新人の育成と職員の知識・技術の向上に努める

- * 勉強会・研修（オンライン研修の活用）の充実を図る。
- * 自己研鑽に励み基本的な接遇マナー、コミュニケーション技術を身につける。
- * 認知症への理解を学ぶ。
- * ロールプレイングなどを用い分かりやすく学べる工夫を行う。

- *新しい介助方法など積極的に取り入れ、身体に負担のない介助方法を学ぶ。
- *入居者のケアに関する情報を共有し適切な介助・支援を行う。

5. 行事・レクリエーションの充実を図る

- *入浴レク・パン屋・出前・マッサージなどのサービスを継続していく。
- *季節の行事の計画・フロアごとのレクリエーションの充実を図る。

6. 新型コロナウイルス及び他感染症の感染予防に努める

- *地域との交流は感染防止のため今年度は中止の予定
- *感染症防止委員会を中心に情報の発信・情報提供、共有を行う。
- *PCR検査の実施など施設の方針に従い感染防止に努める。

6:00 起床
 |
 7:00 洗面・整容
 |
 8:00 朝食
 |
 9:00 排泄介助
 |
 10:00 牛乳
 |
 11:00 排泄介助
 |
 12:00 昼食
 |
 13:00 排泄介助
 |
 14:00
 |
 15:00 おやつ

月、火、木、金
 入浴

月、火、木、金
 入浴

16:00 排泄介助
 |
 17:00
 |
 18:00 夕食
 |
 19:00 ナイトケア
 |
 排泄介助
 |
 20:00
 |
 21:00 消灯
 |
 22:00
 |
 23:00
 |
 24:
 |
 3:00 排泄介助
 |
 4:00

1時間毎に巡視
 随時排泄介助

令和 5年度介護支援事業計画

ケアマネージャー

月	定 時	そ の 他
4	①介護保険証更新手続き	<ul style="list-style-type: none"> ・本入所者ケアプラン作成(半年毎/随時) ・ショート利用者介護計画作成(随時)
5	①介護保険証更新手続き	<ul style="list-style-type: none"> ・事前面接、契約(本入所、ショート) ・居宅支援事業所との連絡調整(ショート)
6	①介護保険証更新手続き	<ul style="list-style-type: none"> ・ショート受付 ・緊急時(受診、救急、入院)の対応
7	①介護保険証更新手続き	<ul style="list-style-type: none"> ・家族連絡 ・認定調査
8	①介護保険証更新手続き ②減免申請結果のまとめ	<ul style="list-style-type: none"> ・入所申し込み、見学者、電話対応 ・相談、苦情受付
9	①介護保険証更新手続き	<ul style="list-style-type: none"> ・新人研修、実習生指導 ・介護支援専門員研修
10	①介護保険証更新手続き ②長谷川式スケール実施	<ul style="list-style-type: none"> ・認定調査員研修 ・看取り体制
11	①介護保険証更新手続き	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待防止委員会、身体拘束廃止委員会
12	①介護保険証更新手続き ②利用者の満足度調査実施	<ul style="list-style-type: none"> (第2月曜日) ・事故検討委員会(第1金曜日)
1	①介護保険証更新手続き	<ul style="list-style-type: none"> ・代表者会議(第3月曜日) ・厨房会議(第3月曜日)
2	①介護保険証更新手続き ②情報の公表	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症、褥瘡対策委員会(第3月曜日、随時) ・ホーム会議(第3金曜日)
3	①介護保険証更新手続き	<ul style="list-style-type: none"> ・入所判定会議(随時) ・退所検討会議(随時)
		<ul style="list-style-type: none"> ・行事委員会(随時)

令和5年度 医務室事業計画

1. ケアプランによる高齢者のニーズに即したサービスの提供をする。
2. 異常の早期発見に努め、安定した生活を支援する。
3. 嘱託医と連携をとり、利用者の健康管理を行う。必要時には提携病院へ受診・入院等、状況に応じた適切な援助を行う。
4. 専門的な立場から医療の知識や技術をケアワーカーに提供し、ともに専門職としての意識を高め、又、連携を取りながらサービスの向上に努める。
5. 研修、勉強会等へ積極的に参加し、スキルアップを図る。
6. 感染症対策委員会、褥瘡対策委員会を随時開催する。

令和5年度 医務室事業計画

年間計画		月間計画
4月	事業所報告書作成	・入浴日 入浴予定者全員バイタル測定 毎週月・火・木・金曜日 ・体重測定(1回/月) 第3週 月～金曜日 ・備品チェック ・ナース会議 ・代表者会議 ・厨房会議 ・感染症対策委員会 ・事故検討委員会 ・虐待防止委員会 ・身体拘束廃止委員会 ・褥瘡対策委員会 ・感染症対策委員会 ・ミーティング ・サービス担当者会議 ・吸引器、酸素ボンベ、救急箱点検 【診療日】 内科 毎週火曜日 精神科 第2、4水曜日 巡回歯科 毎週木曜日 眼科 第3木曜日 耳鼻科 第1水曜日または第3水曜日
5月		
6月		
7月	定期健康診断(ホーム入居者・夜勤ケアワーカー)	
8月		
9月		
10月		
11月	インフルエンザ予防接種	
12月		
1月	定期健康診断(全職員)	
2月		
3月	事業計画書作成	

1 事業目標

入所者の生活の場としての施設の役割を意識して、入所者の希望を尊重して食生活が送れるように援助していきたい。一方、入所者の重度化が進むと思われる為、美味しく、安全な食事提供ができるよう他職種、家族と連携していく。

- ① 生活の場としての食事提供を心掛け、家庭的で季節感のある、食事の提供
- ② 経口摂取の維持により低栄養の予防及び改善に努める。
- ③ 安全でおいしい食事の提供を心掛け、衛生面に配慮して、食中毒の予防に努める。

2 事業計画

- ① 栄養管理 栄養ケア計画の作成

低栄養の予防と改善に努める。

- ② 各種行事食の実施 (年間予定は別紙参照)

行事・季節に応じた行事食の提供

特別食 食事3回 おやつ1回 対象 特養・ケアハウス 別途料金を設定する

- ③ 嗜好調査 年1回 6月

- ④ 給食業務

日本ゼネラルフードと連携して、献立内容、調理技術の向上に努める。

給食管理 献立の調整 各種帳票類の作成

栄養報告書 年1回(保健所提出)

温かい食事の提供の工夫

- ⑤ 給食会議 年 12回

各種委員会

代表者会議・事故・身体拘束検討委員会・虐待防止委員会・感染症委員会・行事委員会・食事係

令和5年度 年間行事食予定

月	日	行 事	内 容
4 月	12	特養 誕生日会	昼食 おやつ ケーキ
	未定	特別食	昼食 中華メニュー
5 月	5	特養 端午の節句	昼食 筍ご飯
	10	特養 誕生日会	昼食 おやつ ケーキ
6 月	14	特養 誕生日会	昼食 おやつ ケーキ
	未定	特別食	おやつ パフェ
7 月	12	特養 誕生日会	昼食 おやつ ケーキ
	未定	特別食	昼食 冷やし中華
8 月	9	特養 誕生日会	昼食 おやつ ケーキ
9 月	13	特養 誕生日会	昼食 おやつ ケーキ
	未定	長寿を祝い会	昼食 松華堂弁当
	23	特養 秋分の日	おやつ おはぎ
10 月	11	特養 誕生日会	おやつ ケーキ
11 月	8	特養 誕生日会	昼食 おやつ ケーキ
12 月	13	特養 誕生日会	昼食 おやつ ケーキ
	未定	特養 ケアハウス クリスマス	昼食 おやつ クリスマスケーキ
	31	大晦日	昼食 年越しそば
令和6年	1	お正月料理	おせち
1 月	7	七草粥	朝食 七草粥
	10	特養 誕生日会	昼食 おやつ ケーキ
	未定	特別食	おやつ 新年を祝う 和菓子+甘酒
	未定	特養 節分	昼食 おやつ 恵方巻ロールサンド+豆茶
2 月	14	特養 誕生日会	昼食 おやつ ケーキ
	未定	特養 節分	昼食 おやつ 桜餅
3 月	未定	特養 ひな祭り	昼食 おやつ 桜餅
	13	特養 誕生日会	昼食 おやつ ケーキ
	20	特養 春分の日	おやつ ぼたもち

通所介護事業計画（介護予防・日常生活支援総合事業含む）

1 令和 5 年度事業目標

利用者一人ひとりの意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適正な介護を実施し、心身機能の維持向上や社会的孤立感の解消ならびに家族の身体的精神的介護負担の軽減を図り、利用者の在宅生活を支援することを目標とします。

- * 利用者の有する能力と可能性を「引き出す・尊重する・強化する」を目標に、利用者の在宅生活がいきいきと張りのある豊かな毎日となるよう身体面、精神面、社会参加面等の様々な側面から援助を行います。
- * 利用者の身体的・精神的な状況、状態に即したサービス提供を行い、全ての利用者に満足いただけるよう努めます。
- * 利用者の喜びが職員の喜びとなるよう、より深い信頼関係の構築を図ります。
- * 介護技術、リスクマネジメント、感染症対策、認知症や様々な疾患に関する勉強会の実施、最新の情報の共有し職員の個々の質の向上を図る

2 事業計画

* 通所介護計画（通所予防計画）に基づくサービス提供

ケアプランに基づいた通所介護計画を作成し、利用者及び家族の意向と状況把握に努め、全ての利用者がより良い在宅生活を継続できるような計画づくりとサービスの提供の支援を行います。

* 生活相談

利用者及び家族の各種相談に応じ、内容により担当ケアマネージャーと連絡調整を行い利用者の在宅生活を支えるとともに、家族の介護負担の軽減を図ります。

ア) 生活相談 イ) 在宅での介護方法についての相談・助言

ウ) その他指定通所介護に係る必要な相談援助

* 家族交流と連携

利用前の状態確認、利用中の状態確認（体調変化、バイタルチェック、食事量、入浴状態、利用後の状態報告等を連絡帳や送迎時に口頭での申し送りを行います。

* 相談・苦情・個人情報等への対応

ア) 苦情解決への仕組みに関する要綱に基づいて、相談・苦情等に適切に対応できる体制をとるとともに、日頃から利用者並びに家族また居宅介護支援事業者や他サービス事業所等の関連機関との連携を密にする。

イ) 個人情報については、本会の基本方針、利用目的に基づいた取り扱いを行います。

また、職員に業務上知り得た利用者またはその家族等の秘密を保持するとともに、職員でなくなった後においても守秘義務があることの周知徹底を図ります。

* 介護事故発生の予防と防止

事故発生時の対応方法の周知徹底、事実の報告及び分析を通じた再発防止、事故防止検討の会議、職員研修を継続することで介護事故等発生の予防に努めます。

* 機能訓練

心身機能の維持・向上に向けて援助を行います。

ア) 日常生活動作 イ) アクティビティサービス ((創作、行事、レク等)

ウ) 集団リハビリ (セラパン体操、バランスボール、ウッドブロック等)

* 入浴サービス

利用者個人の状態・希望に応じ、最適な入浴サービスを提供します。快適な入浴が出来るように環境整備に努めます。

ア) 入浴種類：一般浴・中間浴

イ) 入浴に係るその他の介護

衣類着脱・洗髪・洗身・浴室内外の移動・浴槽の出入りなど

* 送迎サービス

利用者の心身状態及び地理的状况等を考慮した送迎車両・送迎ルートを設定し、無理のない送迎サービスを提供します。また、安全第一を念頭に置いた走行、車両の定期点検・整備、清掃を行い、利用者が快適に乗車できるよう努めます。

ア) 乗降の介助 イ) 迎え時の状態確認・送り時の状態報告

ウ) 乗車中の状態確認 エ) シートベルトの着用及び車椅子固定の確認

* 食事サービス

利用者の状態及び嗜好を把握し、食事内容・形態及び食事用具の検討を行います。また、栄養面・食事制限等に配慮しながら、「食の楽しみ」を提供します。

ア) 食事介助 (食事状況の見守り) イ) 嚥下状態、食事摂取量の観察

ウ) 行事メニューの実施 エ) 嗜好アンケートの実施

* 口腔機能の向上

ア) 口腔衛生の指導・援助 イ) 健口体操の提供

* その他日常生活の援助

ア) 移動：歩行の見守り・適切な歩行器具の紹介・車椅子操作の指導、介助

イ) 排泄：トイレ動作の見守り・介助・声掛け誘導・おむつ交換

ウ) その他必要な身体介護

* 健康管理・保健衛生

利用者の健康状態の観察・把握し健康管理、健康指導を行い、異常の早期発見・早期対応に努めます。緊急時は家族、主治医との連携により迅速かつ最善の対応に努めます。また、感染症のための適切な対応・対策の徹底を図ります。

ア) バイタル測定 イ) 体重測定 ウ) 状態観察

エ) 健康相談 オ) 感染症予防

* 日課と年間レクリエーション計画

年間事業計画を立て、「季節行事」を中心として意義のあるものにするため、利用者のニーズに合わせて企画・提供を行います。

ア) おやつ作り イ) 誕生会 ウ) 季節行事 エ) 外出レクリエーション

オ) クラブ活動 カ) ボランティア等社会資源の活用

年間事業計画

令和 5年度

プログラム

4月	おやつ作り 鯉のぼり製作	外出 レクリエーション (年間を通して利用者ごとに利用者に適した場所へ外出を行なう) 誕生会 毎月第三・四週目のどちらかに実施
5月	(子供の日)お菓子作り 個人作品製作	
6月	おやつ作り 運動会	
7月	*出前レク 月 おやつ作り すいかレク	
8月	おやつ作り 夏祭り	
9月	おやつ作り 秋の個人作品製作	
10月	展示会共同作品製作 おやつ作り	
11月	*出前レク 火 収穫祭(食べ物作り) 作品展示会	
12月	(クリスマス)お菓子作り Xmas飾り制作・クリスマス忘年会	
2023年	おやつ作り	
1月	お正月を楽しもう(正月関連レクリエーション)	
2月	おやつ作り 節分行事	
3月	*出前レク 水 おやつ作り ひな祭り行事	

体重測定は、毎月第1週のご利用日に行います。

ケアハウス グレープハウス事業計画

1、令和5年事業目標

開所から24年目を迎える現在、高齢化と共に機能低下により全体の約半数の入居者が介護認定を受け介護サービスを利用し生活している。

そのため、今後は機能維持を含めた個々の精神面を支援するとともに、入居者が明るく心豊かな日々を過ごせるよう生活環境の整備に努めていく所存である。

2、事業計画

(1) 入居者の処遇

- * 個々の入居者から様々な生活相談を受け、可能な限り問題解決に取り組んでいく。また、状況に応じて居室を訪問し個々のニーズ把握に努める。また、状況に応じて面談を行う。
- * 日頃より入居者の生活リズムを把握し、生活や行動に変化が見られた場合は様子確認をし、必要に応じご家族に連絡する。
- * 入居者のニーズに沿った各種介護保険サービスや市の福祉サービスを紹介すると同時に相談も行う。
- * 夜間、入居者に緊急事態が起きた場合、宿直職員と連携をとり瞬時に対応する。

(2) 日常生活の援助

- * 年間を通しての行事を計画し、多くの入居者に参加して頂くように呼びかけ、楽しく目的のある生活をめざす。
- * 年数回、懇談会を開催し、入居者から伺った様々な意見を可能な限り日常生活に反映させていく。
- * 生活状況を把握し、面会時にはご家族に報告すると同時に状況に応じ面談を行う。

(3) 保健衛生

- * 入居者の健康管理として年1回の健康診断を行う。
- * 突発的なケガや病気があった際は、瞬時に対応し、症状に応じて緊急を要する場合は受診介助や緊急対応する。

令和5年度 ケアハウス事業計画

年間計画	
4月	懇談会
5月	
6月	外出レク
7月	
8月	花火大会
9月	懇談会 ・ 長寿を祝う会
10月	定期健康診断 ・ 秋まつり
11月	インフルエンザ予防接種
12月	クリスマスビンゴ
1月	甘酒
2月	節分
3月	お花見

月間計画	
美容室	最終(金)
入 浴(共同浴室)	月1回
特別食	第1(日)
平井クリニック往診	第2(火)
百歳体操	月4回(不定期)

令和5年居宅支援事業所 事業所方針

- 1、 倫理規程や法令を遵守し適切な事業運営を行います。
- 2、 ケアマネの質の確保のため、適宜研修等に参加しスキルアップを図ります。
- 3、 ケアマネの担当件数49名を担当できるように努力します。
- 4、 居宅サービス計画作成にあたっては利用者の自己決定と選択を尊重し自立した生活が送れるように要介護状態の軽減に努めます。
- 5、 継続的に利用者の状況の把握に努め、必要に応じて居宅サービス計画の変更、事業者等との連絡調整を行い、利用者が適切なサービスを利用できるように努力いたします。

令和5年度 居宅介護支援事業所グループ事業計画

ケアマネージャー

月	定 時	そ の 他
4	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険証更新手続き 前月分国保連請求 	<ul style="list-style-type: none"> 新規面接、契約 居宅サービス計画依頼届出書(新規)市へ提出
5	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険証更新手続き 前月分国保連請求 事業所説明会(市)参加 	<ul style="list-style-type: none"> 区分変更手続き(適宜)
6	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険証更新手続き 前月分国保連請求 	<ul style="list-style-type: none"> 認定調査 ケアプラン作成 主治医意見書 市へ請求(認定の出た人)
7	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険証更新手続き 前月分国保連請求 運営状況点検書作成 	<ul style="list-style-type: none"> サービス事業所との連絡調整
8	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険証更新手続き 前月分国保連請求 	<ul style="list-style-type: none"> サービス担当者会議、ケアプラン交付 利用者宅訪問、モニタリング(月1回)
9	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険証更新手続き 前月分国保連請求 特定事業所集中減算報告書作成 	<ul style="list-style-type: none"> サービス利用表 利用者へ配布 毎月 サービス提供表 サービス事業所へFAX毎月 アセスメント(新規、更新、区分変更時)
10	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険証更新手続き 前月分国保連請求 	<ul style="list-style-type: none"> 包括支援センターとの連携
11	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険証更新手続き 前月分国保連請求 	<ul style="list-style-type: none"> 病院との連絡調整 主治医との連携
12	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険証更新手続き 前月分国保連請求 	<ul style="list-style-type: none"> 大沼 地域ケア会議 ケアマネ・包括交流会 年1回 (南十字星)
1	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険証更新手続き 前月分国保連請求 	<ul style="list-style-type: none"> 相模原市や民間で行う研修に参加する 生活支援課との連携
2	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険証更新手続き 前月分国保連請求 	
3	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険証更新手続き 前月分国保連請求 特定事業所集中減算報告書作成 	

消防・防災事業計画

I 令和5年度目標

近年、大規模な自然災害が相次ぎ、その度に多くの犠牲者が出ている状況である。高齢者施設では自力避難困難な方が多く利用されていることから、適切な避難行動、避難場所としての環境改善や新型コロナウイルス感染症対策など各種災害に備えた十分な対策を講じる必要がある。

令和5年度では新型コロナウイルス感染防止を徹底した上で、当法人の自衛消防・防災計画に基づき、消防設備・器材・建物の定期点検、備蓄品の整備を行い、消防訓練及び防災訓練を通して従業員の防火・防災意識の向上に努める。

II 事業計画

実施月	実施内容
6月	通報・消火・避難誘導を連携して行う「総合訓練」(昼間想定) 火気使用設備器具、電気設備及び消防用設備等の自主点検 従業員向け防火・防災教育
9月	専門業者による消防用設備総合点検
10月	非常用自家発電機負荷試験(非常時に正常に動作するかどうかを定期的に点検)
12月	消火・避難誘導訓練(夜間想定、震災想定) 火気使用設備器具、電気設備及び消防用設備、建物の自主点検 従業員向け防火・防災教育
3月	専門業者による消防用設備外観機能点検
毎日	各担当地区の火元責任者による自主検査チェック票(日常)

令和5年度 研修計画

主にオンライン動画研修システムを使用した階層別研修を予定

特養介護職

- 褥瘡に関する研修、感染症研修、ファーストステップ研修
- ・新任研修（1～2年） 新人研修、消防・防災・救命救急講習
- ・中堅研修（2～4年） リーダー研修、認知症研修
- ・ベテラン研修（4年～） 認知症研修、身体拘束廃止研修、実習指導者研修
喀痰吸引研修

施設内研修

- ・新規採用者研修
- ・接遇研修
- ・新任向け排泄、食事、入浴
- ・感染症及び食中毒の予防蔓延防止の研修 年2回以上
- ・認知症に関する研修
- ・高齢者虐待防止、身体拘束廃止の取り組みに関する研修
- ・事故発生、再発防止に関する研修 年2回以上

管理栄養士

- ・栄養ケア研修
- ・特定給食施設管理者及び従業者講習会

デイサービス

- ・感染症に関する研修
- ・事故防止に関する研修

事務職

- ・労務管理、会計研修

医務室

- ・感染症及び食中毒の予防蔓延防止の研修
- ・褥瘡に関する研修

ケアハウス

- ・感染症に関する研修
- ・事故防止に関する研修